

主要業務・基準報酬額一覧表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額一覧表

NO.	業務内容	報酬額（内税）	備考
1	相談料（1時間あたり）	4,000 ～	*継続的相談は下記「運用」「付記」を参照
2	実地調査料1日（8時間を1日とする）*日当を含む	40,000 ～	*4時間以内は20,000円
3	旅費（最短かつ合理的なルートによる算定旅費）	実費	*遠隔地に赴く場合の交通手段は、都度依頼者と相談する
4	提出手続き代行料（1時間あたり）	4,000 ～	
5	公正証書遺言書原案作成 *下記内容を含みます 1)被相続人・相続人及び相続財産の調査 2)相続分なきことの証明書原案作成 3)任意成年後見契約公正証書原案作成 4)尊厳死(Living Will)公正証書原案作成 5)死後委任契約公正証書原案作成	325,000 ～	*当事務所は、原則として「公正証書遺言原案作成」方式を基本としています
6	相続人及び相続財産の調査	64,000 ～	
7	相続分なきことの証明書原案作成	17,000 ～	
8	任意成年後見契約公正証書原案作成	55,000 ～	
9	尊厳死(Living Will)公正証書原案作成	35,000 ～	
10	死後委任契約公正証書原案作成	55,000 ～	

11	自筆証書遺言書原案作成 *上記6～10は含まれていません	85,000 ~	
12	遺言執行手続	650,000 ~	*遺言において遺言執行者として指名されている場合
13	遺留分特例に基づく合意書の作成	174,000 ~	
14	遺産分割協議書作成用・基礎調査 *下記内容を含みます 1)被相続人・相続人戸籍の調査 2)相続財産の調査 3)相続人関係図作成 4)財産目録作成 5)相続人全員への訪問・相談・委任状・同意書の収集	325,000 ~	*相続人が5名を超える場合は、「1名増する毎に、32,000円追加」
15	遺産分割協議書原案作成 *下記内容を含みます 1)各相続人への訪問・ヒアリングに基づく原案作成調整 2)遺産分割協議書原案の完成	325,000 ~	*当事務所は、原則として「各相続人全員の委任状・同意書」方式を基本としています
16	離婚協議書作成	149,000 ~	
17	内容証明郵便作成	25,000 ~	*内容により時間を要する文案作成は報酬額を加算
18	電子内容証明作成	25,000 ~	*内容により時間を要する文案作成は報酬額を加算
19	契約書作成	30,000 ~	
20	告訴状・告発状作成	55,000 ~	

21	請願書・陳情書	55,000 ~	
22	聴聞・弁明の機会の付与手続	86,000 ~	
23	行政不服申立て手続代理	応相談 ~	
24	その他上記以外の業務	応相談	下記「運用」「付記」を参照

上記報酬額一覧表の運用について

1	「主要業務・基準報酬額」とは、受託した件名ごとに作成する書類の「正本」の他に、正本の写しである書類（副本、控え、写し及び謄本等の名称に拘らず）1部を付したものを基準単位とする対価である。		
2	各件名ごとに「着手金」として、報酬額の1/2以上を受け取るものとし、原則として返戻はしないものとする。具体的金額に関しては、見積書にて明記するものとする。		
3	上記「主要業務・基準報酬額一覧表」に定めのない報酬額は、類似する基準報酬額を参考にして算出するものとする。		
4	規模または内容により増減がある場合は、「主要業務・基準報酬額」を参考にして算出するものとする。		
5	印紙、証紙、官公署納付金、交通費、郵送料等の実費は報酬に含まれない。		

付 記

1	「主要業務・基準報酬額一覧表」に掲げる報酬額は、内税表記（消費税・地方消費税に相当する税額を含む）のものとする。		
2	依頼人に災害その他特別の事情があったと認められる場合には、報酬額を減免することができる。		
3	相談料は「初回相談無料/90分」「2回目以降は4,000円/60分」とする。但し、業務委任に至った場合は、受け取った相談料は、報酬額から相殺するものとする。		
4	磁気ディスク当による許認可申請にかかる報酬額は、別に定めることができる。		
5	業務内容に関しては「行政書士法」に基づく業務の範囲に限るものとする。		

平成29年6月1日

東京都行政書士会会員（登録番号：第17080767号／会員番号：第11439号）



行政書士 高橋 隆一郎事務所